

情報商材や暗号資産(仮想通貨)のトラブルにご注意！

情報商材や暗号資産に関するトラブルが、10歳代、20歳代の若い世代に増えています。インターネットで広告を見て連絡をしたところ、高額な契約を迫られて断り切れずに契約してしまったり、情報商材を購入したら、次々に別の情報商材など的高額な契約を迫られたり、SNSで知り合った人から暗号資産の投資を勧められ投資をしたがやめたい、という相談が寄せられています。

※ 情報商材とは…

インターネットの通信販売等で、副業や投資、ギャンブル等で高額収入を得るためのノウハウと称して販売されている情報のことです。

※ 暗号資産とは…


インターネットを通して電子的に取引されるデータであり、日本円やドルのように、国がその価値を保証している「法的通貨」とは違います。様々な要因によって価値が変動することがあります。暗号資産交換業者は、金融庁・財務局への登録が必要で金融庁のウェブサイトでは登録業者の確認ができます。

【トラブル防止のポイント】

- **うまい話はありません！** 「簡単にかせげる」「もうかる」ことを強調する広告や友人・知人の誘いでも安易に信じないようにしましょう。
- **借金をしてまで契約しないでください！** 「お金がない」と断るとクレジットカードでの決済や学生ローン等の借金を勧められる場合があります。「契約しない」ときっぱり断りましょう。
- **令和4年4月から『18歳で大人』！** 成年年齢が引き下げられます。成年は一人で契約できる半面、原則として一方的にやめることはできません。18歳、19歳でもトラブルが増えることが懸念されます。事前にどのようなトラブルが起こりやすいのか知っておくことも大切です。

[令和3年6月 国民生活センター 公表]

消費生活相談のことなら・・・

- 岐阜県県民生活相談センター 058-277-1003
- 輪之内町消費生活相談窓口(住民課) 0584-68-0185
- 消費者ホットライン  ^い188